

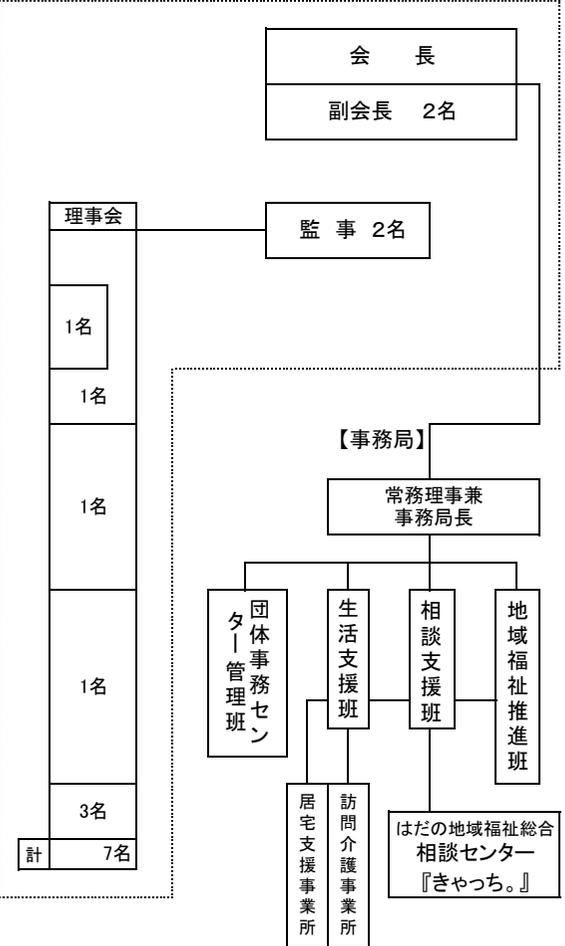
資料1 秦野市社会福祉協議会の会員構成・組織

【役員・執行機関】

普通会員	本会の趣旨に賛同していただき、自主的な加入をお願いします。全戸の加入を目標に、毎年11月に自治会の協力のもと加入促進を行っています。	会費
		1口 500円

【諮問及び重要事項の議決機関】

区分	内 訳	部 会	評議員会
(1) 地区社会福祉協議会	本町・南・東・北 大根・鶴巻・西	地域部会	1名
(2) 地区民生委員児童委員協議会	本町・南・東・北 大根・西・渋沢・末広 南が丘・広畑・鶴巻・堀川	民生委員 児童委員部会	2名
(3) 地区自治会連合会	本町・南・東・北 大根・西・鶴巻・上	地域部会	1名
(4) 社会福祉法人及び社会福祉を目的とする事業を営業者	高齢者福祉を目的とする法人 高齢者福祉関連施設等 児童福祉を目的とする法人 児童福祉関連施設等 障害者福祉を目的とする法人 障害者福祉関連施設等	施設部会	2名
(5) 社会福祉団体	福祉関係団体	団体部会	1名
(6) 社会福祉に関する活動を行う者	ボランティア団体 更生保護関係団体 女性関係団体 児童青少年関係団体 生活改善関係団体		1名
(7) 社会福祉学識経験者	社会福祉に係る学識経験者 社会福祉に係る行政機関		2名
			計 10名



委 員 会	委員数
第三者委員会	3名
日常生活自立支援事業 契約締結審査会	5名
法人後見事業運営委員会	6名
生活福祉資金貸付調査委員会	5名
評議員選任解任委員会	3名
はだのエンディング応援事業審査会	6名

区分	説 明	会 費
(1) 個人	本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助していただける個人	1口 1,000円
(2) 団体並びに事業所	本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助していただける団体並びに事業所	1口 5,000円

地区社会福祉協議会（7地区）	本町・南・東・北・大根・鶴巻・西
----------------	------------------

◆ 地区社協

市内には、7つの地区社会福祉協議会（地区社協）が組織されています。地区社協は、市社協と連携して、地域ごとのきめ細やかな福祉活動を推進していく自主的な団体です。